

第1章 総則

(名称)

第1条 本学会は日本防菌防黴学会と称する。

(事務所)

第2条 本学会の事務所を大阪市西区西本町 1 丁目 13 番 38 号（新興産ビル）内に置く。

2 事務連絡遂行のため必要の地に理事会の議を経て支部または事務分室を置くことができる。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本学会は、衣食住に関連する微生物およびそれに由来する物質を制御し、生活環境および生産環境の向上を図るため、専門領域の異なる研究者、技術者の交流・情報提供により総合研究体制を確立し、科学・技術の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本学会は前条の目的達成のため、つぎの事業を行う。

- (1) 会誌および図書の刊行
- (2) 学術集会、学術講演会、シンポジウムおよび研究部会等の開催
- (3) 情報交換
- (4) 研究の奨励および研究業績等の表彰
- (5) その他前条の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(構成員)

第5条 本学会の会員はつぎのとおりとする。

- (1) 正会員 本学会の目的に賛同して入会した個人とする。
- (2) 学生会員 本学会の目的に賛同して入会した大学院、大学およびそれらに準ずる学校の学生
- (3) 賛助会員 本学会の目的に賛同し、事業を賛助するため入会した法人
- (4) 維持会員 本学会の目的に賛同して入会し、事業を賛助するとともに財政的維持に協力する法人
- (5) 名誉会員 防菌防黴領域の学術に関し功績顕著である者、または本学会の目的達成に貢献した者のうち、理事会が推薦し総会の承認を得た者
- (6) 終身会員 満 60 歳以上で、年会費の 10 年分を一括全納した者

(会員資格の取得)

第6条 会員として入会を希望する者は所定の申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 本学会の会費はつぎのとおりとする。

- (1) 正会員 年額 9,500 円
 - (2) 学生会員 年額 3,000 円
 - (3) 賛助会員 年額 35,000 円/口 1 口以上
 - (4) 維持会員 年額 60,000 円/口 1 口以上
 - (5) 終身会員 95,000 円
- 2 名誉会員および終身会員は会費を納めることを要しない。
- 3 会費は前納とし、既納の会費はいかなる場合も返還しない。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。ただし、未納会費は納入するものとする。

(除名)

第9条 会員がつぎの各号の 1 つに該当するときは、総会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

- (1) 本学会の名誉を著しく傷つけ、または本学会の目的に反する行為があったとき。
- (2) 会費を1年以上滞納したとき。

第4章 役員、評議員、顧問、参与および職員

(役員)

第10条 本学会につぎの役員を置く。

- (1) 理事 10 名以上 15 名以内
 - (2) 監事 2 名
- 2 理事のうち 1 名を会長とし、2 名を副会長とする。

(役員を選出)

第11条 理事は評議員の互選により決め、監事は正会員の投票により全会員の中から選出する。

- 2 会長および副会長は理事の互選により決める。

第12条 理事は本学会の会務を審議決定し、執行する。

- 2 会長は本学会を代表し、総会、評議員会および理事会の議長となり、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

(監事の職務)

第13条 監事は本学会の財産ならびに会務の執行状況を監査する。

(評議員)

第14条 本学会に130名以内の評議員を置く。

- 2 評議員は正会員，賛助会員および維持会員の投票により，正会員の中から選出する。

(評議員の職務)

第 15 条 評議員は本学会の業務に関する重要事項について会長に意見を具申し，会長の諮問に答える。

(役員と評議員の任期)

第 16 条 役員および評議員の任期は2か年とし，第 27 条に定める事業・会計年度とは別に，6月 1 日に始まり，翌々年の5月 31 日に終わる。

- 2 役員の再任は，原則として連続して 3 期までとする。ただし，理事会が認めた場合にはこの制限を適用外とし，さらに連続して再任を妨げない。

(名誉会長，顧問，参与)

第 17 条 会長は，会務運営に関し意見を求めるため，理事会が推薦し総会の承認を経て，名誉会長を置くことができる。

- 2 理事会の議を経て，顧問および参与若干名を置くことができる。
- 3 名誉会長，顧問および参与規定は別に定める。

(事務局，職員)

第 18 条 本学会の事務を処理するため事務局を置き，必要な職員を置く。

- 2 事務局および職員に関する事項は理事会の合意を得て会長が決定する。

第5章 会議

(会議名称)

第 19 条 会議は，総会，評議員会および理事会とし，総会は通常総会，臨時総会とする。

(総会の開催)

第 20 条 通常総会は原則として，当該事業年度終了後 60 日以内に開催する。

- 2 臨時総会はつぎの場合に会長が招集する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 理事会または評議員会が必要と認めたとき
 - (3) 5 分の 1 以上の会員が審議事項を示した書面をもって会長に請求したとき
 - (4) 監事が職務上必要と認めたとき
- 3 会長は総会開催日の 15 日以前に審議事項，日時，場所を示した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決)

第 21 条 つぎの諸事項については総会の議決を必要とする。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画
- (3) 収支予算および決算
- (4) 会則で規定する事項

(5) その他理事会が必要と認めた事項

2 総会は会員の 5 分の 1 以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長が決する。

(総会の議事録)

第 22 条 総会の議事録には議長および議長指名の出席会員 2 名が署名捺印の上これを保存する。

(理事会および評議員会の開催と議決)

第 23 条 理事会および評議員会はそれぞれ会長または理事会が必要と認めたとき会長が招集し、3 分の 2 以上の出席により成立する。ただし、当該議事につき、あらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。それぞれの会議の議事は出席理事あるいは評議員の過半数をもって決する。可否同数のときは議長が決する。

第 6 章 財産および会計

(財産)

第 24 条 本学会の財産はつぎのとおりとする。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

2 本学会の経費は財産をもってこれに充てる。

(監査)

第 25 条 会長は毎事業年度終了後、総会までに事業報告書、収支明細書および次期予算書を作成後監事の監査を経て総会に報告し、その承認を求めなければならない。

第 7 章 解散

(解散)

第 26 条 本学会は総会の議決により解散することができる。

- 2 本学会の残余財産の処分は総会の議を経て行わなければならない。
- 3 本学会の清算人は会長とする。ただし、総会の議決により別に清算人を選出することができる。

第 8 章 補則

(事業および会計年度)

第 27 条 本学会の事業年度および会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(精算人)

第 28 条 本学会の運営を行うために、日本防菌防黴学会運営細則を設ける。運営細則の改廃は評議員会の議を経て行う。また必要に応じて個々の事項に関する規定等

を設けることができる。規定等の制定および改廃等についての必要な事項は、別に定める。

付則 1（施行期日）

1. この会則は、平成 17 年度から施行する。
2. この会則を施行するために必要な準備手続きは、前項の期日よりも前に行うことができる。

付則 2（役員の再任制限）

1. 第 16 条 2 に規定する役員の再任制限は、平成 17 年度の任命を開始期として適用する。

付則 3（制定および改正）

1. 昭和 50 年 5 月 23 日制定
2. 昭和 52 年 5 月 27 日改正
3. 昭和 55 年 5 月 20 日改正
4. 昭和 56 年 5 月 22 日改正
5. 昭和 60 年 5 月 24 日改正
6. 平成元年 5 月 22 日改正
7. 平成 3 年 5 月 30 日改正
8. 平成 4 年 5 月 17 日改正
9. 平成 6 年 5 月 30 日改正
10. 平成 9 年 5 月 28 日改正
11. 平成 10 年 5 月 26 日改正
12. 平成 11 年 5 月 24 日改正
13. 平成 12 年 5 月 24 日改正
14. 平成 16 年 5 月 26 日改正
15. 平成 22 年 5 月 26 日改正
16. 平成 28 年 5 月 20 日改正
17. 平成 30 年 5 月 24 日改正
18. 令和 5 年 5 月 19 日改正